

徳島県告示第百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
社会福祉法人共生会	阿波市市場町香美字西原二四五番	障がい者支援施設すみれ園	阿波市市場町香美字西原二四五番	自立訓練（機能訓練）	令和三年二月八日	令和三年二月二十八日
特定非営利活動法人きのこハウス	徳島市国府町中字原淵四九二番地三	障害者支援センターきのこハウス	徳島市国府町中字原淵四九二番地三	就労移行支援	同 二十五日	同 三月三十一日
社会福祉法人カリヨン	同 字松ノ本二八番一	スタジオオれもん	名西郡石井町石井字尼寺一三八二	自立訓練（生活訓練）	同 一月六日	同